

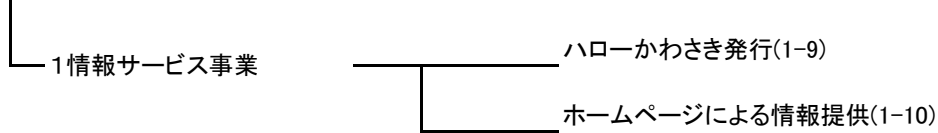
令和5年度 事業計画

公益財団法人 川崎市国際交流協会

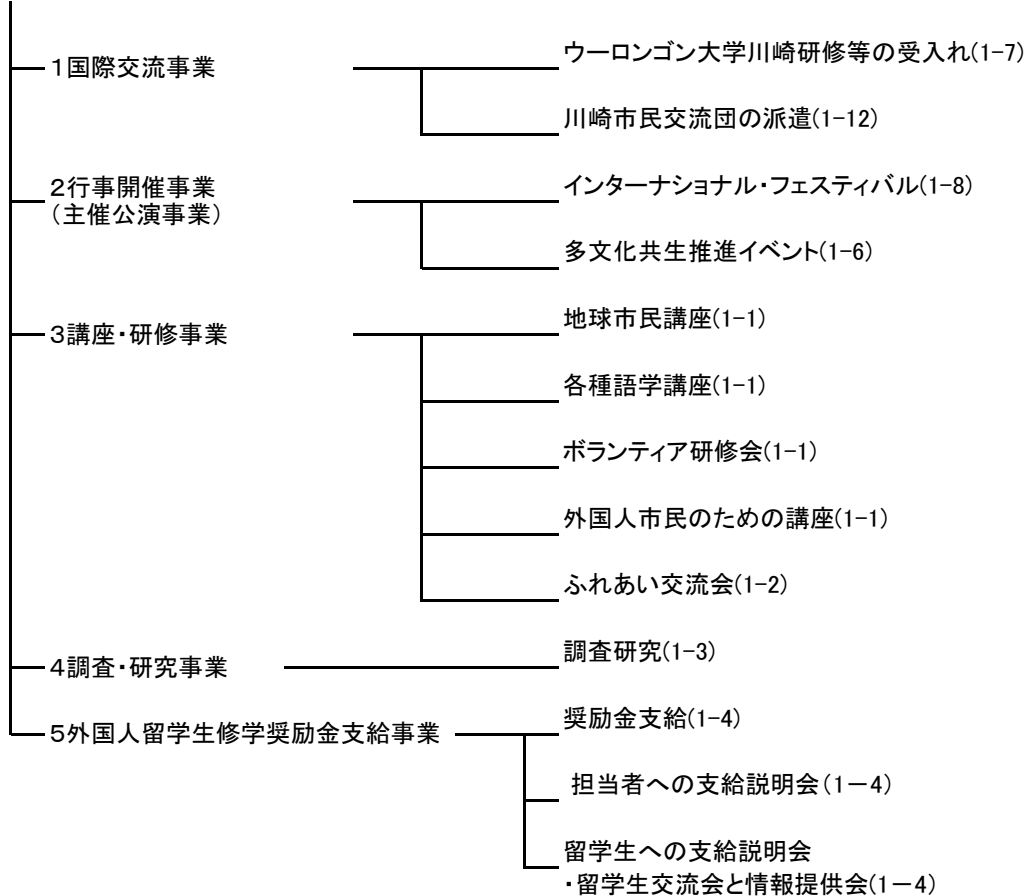
令和5年度川崎市国際交流協会事業 事業体系(公1事業体系)

※事業名末尾の()書きは、県申請時の「公益目的事業について」の【事業の内容】の頭書番号です。

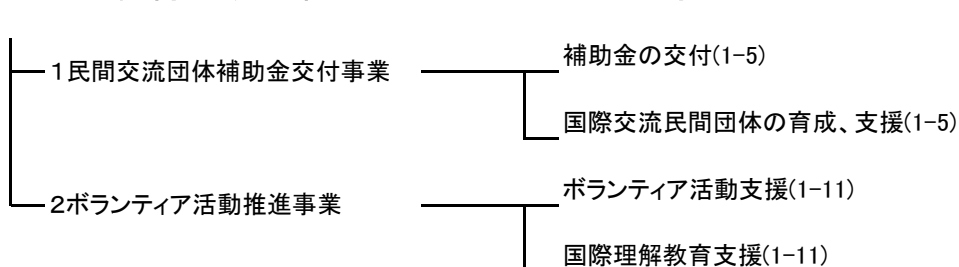
I 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業



II 市民レベルでの国際交流に関する事業



III 民間国際交流団体及びボランティア育成事業



IV その他の事業



令和5年度川崎市国際交流センター事業 事業計画(公2事業計画)

事業名末尾の()書きは、県申請時の「公益目的事業について」の【事業の内容】の頭書番号です。

I 情報収集・提供事業

1 図書・資料室の運営

(1) 図書・資料室の運営(2-7)

- ア 書籍、資料、新聞、専門誌、DVDなど、国際交流関係図書等の充実を図る。
- イ 図書・資料室の機能充実及び利用促進を図る。

2 ロビー等の運営

(1) ロビー、ギャラリー等の運営(2-7)

- ア 川崎ジュニア文化賞の入賞作品展示(9月、小学5・6年生を対象とした作文と絵画)
- イ かわさき国際交流民間団体協議会による花、活動の展示
- ウ 展示・情報ロビー、ギャラリーの活用
- エ インターネット環境の提供(情報ロビー、談話ロビー、ホール、会議室、レセプションルーム等)

II 広報出版事業

1 広報出版事業

- (1) 「国際交流センターだより」の発行(10回/年)(2-8)
- (2) かわさき国際交流センターニュース「SIGNAL」の発行(4回/年)(2-8)
- (3) 「図書・資料室だより」の発行(6回/年)(2-8)
- (4) かわさきFMによる情報発信(『世界の国からこんにちは』等)(1回/月)(2-8)

2 ホームページの管理・運営

(1) ホームページ・フェイスブック・ブログの管理・運営(2-8)

国際交流センター施設利用につながるよう施設紹介、イベント・講座、外国人市民相談事業などの効果的な情報発信を行う。
また、内外の外国人等に川崎市の魅力や必要な情報を発信する「多文化共生につながる情報収集・提供の拠点」をアピールする。

III 講座・研修事業

1 日本語講座事業

(1) 日本語講座(2-1)

日本語の学習を希望する外国人市民等を対象に、日本語講座を開催する。

- ア 講座： 午前コース(9:50~11:50) 年間3期 週2回(火曜日、金曜日)
夜間コース(18:30~20:30) 年間3期 週1回(水曜日)
就労支援コース(18:30~20:30 他) 対面及びオンライン学習併用 年8回程度
- イ 講師： 協会登録の日本語講座ボランティア
- ウ 受講料： 有料
- エ 保育： 午前コースでは、希望者に保育(無料)を行う。

(2) 特別講座(2-1)

日本語講座学習者を対象に、日本文化や川崎市への理解を深めるため、市内施設訪問や文化体験、防災訓練等を行う。

(3) 生活にほんごサロン(2-1)

日本語学習を希望する外国人市民等を対象にした、マンツーマンによる日本語の学習支援、多文化共生推進の機会とする。

- ア 学習支援： 土曜日・日曜日のいずれかに学習を希望する外国人市民を対象に生活にほんごサポーターとの曜日や時間帯等を調整する。
- イ 講師： 協会登録の生活にほんごサロンサポーター(ボランティア)
- ウ 受講料： 無料
- (4) 親子で学ぶ日本語サロン(2-1)
 - ア 学習支援： 金曜日(10:00~11:30) 年間3期
1歳児未満の乳幼児を持つ外国人親子を対象に、子育てに関する身近な話題をもとに日本語学習を支援する。
 - イ 講師： 親子で学ぶ日本語サロンサポーター
 - ウ 受講料： 無料

2 国際理解講座事業

(1) 国際文化理解講座、グローバルセミナー(2-3)

市民の国際理解を深めるため、世界の音楽・文化やグローバルな課題について講座を開催する。

- ア 内容： 国際文化理解講座(令和3～4年度実施)、グローバルセミナー(令和5～7年度実施)
- イ 講師： 外部講師
- ウ 対象： 市民等
- エ 受講料： 有料

(2) 外国語による国際理解講座(2-2)

諸外国の事情や国際的なテーマについて市民の理解を深めるため、英語等による国際理解講座を開催する。

- ア 回数： 英語6回、中国語1回、韓国語1回
- イ 講師： 外部講師
- ウ 対象： 中級レベル以上の語学力を有する市民等
- エ 受講料： 有料

3 ボランティア養成事業

(1) 観光ボランティア通訳セミナー(2-2)

インバウンドで川崎の魅力を発信したり、観光ボランティアとして案内・通訳ができるように養成する。

- ア 時期： 令和5年4月～令和6年3月
- イ 講師： 外部講師
- ウ 対象： 市民等
- エ 受講料： 有料

(2) 災害時支援ボランティア養成セミナー(2-2)

災害時にボランティアとして災害時多言語支援センター等に協力できる人材を養成する。

- ア 時期： 令和5年4月～令和6年3月
- イ 講師： 外部講師
- ウ 対象： 市民等
- エ 受講料： 無料

(3) 外国につながる子どもの学習支援サポーター研修(2-1)

地域で外国につながる子どもの学習支援を行っているボランティア等を対象に、日本語や教科の学習支援方法を学ぶ研修を行う。

- ア 時期： 令和5年4月～令和6年3月
- イ 講師： 外部講師
- ウ 対象： 市民等
- エ 受講料： 無料

(4) 日本語講座ボランティア登録事前研修(2-1)

- ア 時期： 令和5年4月～令和6年3月
- イ 講師： 外部講師
- ウ 対象： 日本語講座ボランティアを希望し、必要な能力等を有している者
- エ 受講料： 有料

※日本語講座ボランティアが充足しており、新規登録が必要ない場合は中止する。

(5) 日本語講座ボランティア研修会(ブラッシュアップ)(2-1)

- ア 時期： 令和5年4月～令和6年3月
- イ 講師： 外部講師
- ウ 対象： 日本語講座等で活動しているボランティア
- エ 受講料： 無料

(6) 生活にほんごサロンサポーター養成研修(2-1)

- ア 時期： 令和5年4月～令和6年3月
- イ 講師： 外部講師
- ウ 対象： 生活にほんごサロン等で活動しているボランティア、活動を希望する者

エ 受講料： 無料

※生活にほんごサロンサポーターが充足しており、新規登録が必要ない場合は中止する。

(7) 親子で学ぶ日本語サロンサポーター養成研修(2-1)

ア 時 期： 令和5年4月～令和6年3月

イ 講 師： 外部講師

ウ 対 象： 親子日本語サロン等で活動しているサポーター、活動を希望する者

エ 受講料： 無料

※「Ⅲ講座研修事業」は、国際交流センターの工事や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運営方法の変更や中止等する場合がある。

IV 国際交流促進事業

1 国際交流事業

(1) 日本語スピーチコンテスト(2-5)

外国人市民による日本語スピーチコンテスト及び交流会を開催し、市民と外国人との相互理解を深める。

ア 時 期： 令和6年2月

イ 会 場： 国際交流センター

ウ 対 象： 市内の大学・専門学校の留学生、市内企業の従事者、市民館・国際交流協会等で日本語を学んでいる来日5年以内の外国人

(2) 外国人市民・留学生交流事業(2-3)

各国の文化等を紹介、交流することを通し、外国人市民と日本人との多文化相互理解を深める。

ア 時 期： 令和5年6月～令和6年3月

イ 会 場： 国際交流センター

ウ 対 象： 市内に生活する外国人市民や大学・専門学校の留学生等と日本人

エ 受講料： 無料

(3) 世界の音楽会(2-6)

川崎市の姉妹友好都市との周年記念事業の一環として、音楽会等を開催する。

ア 時 期： 令和5年9月～12月

イ 会 場： 国際交流センター

ウ 対 象： 市民等

エ 受講料： 無料

2 多文化共生推進事業

(1) 外国人市民と共生するまちづくりセミナー(2-3)

内なる国際化や多文化共生社会の実現に向け、市民を対象にした意識啓発の機会として開催する。

ア 時 期： 令和5年4月～令和6年3月

イ 会 場： 国際交流センター

ウ 対 象： 市民等

エ 受講料： 無料

(2) 母語母文化継承支援事業(2-3)

外国につながる子どもが持つ母文化やアイデンティティを尊重し、継承につなげる多文化共生の取組として開催する。

①多言語読み聞かせ事業

多文化を尊重・理解する機会として、各国の絵本の多言語読み聞かせ等を開催する。

ア 時 期： 令和5年4月～令和6年3月

イ 会 場： 国際交流センター

ウ 対 象： 外国につながる子ども等

エ 受講料： 無料

②「多文化共生ふれあい事業」等の促進

市内学校等で実施する「多文化共生ふれあい事業」等を促進するための取組を行う。

ア 時 期： 令和5年4月～令和6年3月

イ 会場： 市内学校、国際交流センター

ウ 対象： 市内学校児童生徒等

(3) 外国につながる子どもの教育フォーラム(2-3)

外国につながる子どもの学習支援を行っている関係者が集い、外国につながる子どもの背景や課題、学習支援等について情報交換する。

ア 時期： 令和6年1月～3月

イ 会場： 国際交流センター

ウ 対象： 外国につながる子どもの学習支援者等

エ 受講料： 無料

※「IV国際交流促進事業」は、国際交流センターの工事や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運営方法の変更や中止等する場合がある。

V 外国人相談事業

1 外国人相談事業

(1) 外国人窓口相談事業(2-4)

多文化共生総合相談ワンストップセンターとして、11言語による相談、情報提供を実施する。

生活一般についての疑問や困り事の相談を始め、就学や行政手続き等の情報を提供するなど関係機関や団体との連携に基づく幅広い実効性のある相談事業を実施する。

ア センター相談事業

(ア) 相談時間 9:00～17:00

(イ) 相談手段 窓口対面、電話、メール、オンライン他

(ウ) 相談言語

英語	月、火、水、木、金、土	やさしい日本語	月、火、水、木、金、土
中国語	月、火、水、木、金、土	ベトナム語	火、金
韓国・朝鮮語	火、木	タイ語	月、火
スペイン語	火、水	インドネシア語	火、水
ポルトガル語	火、金	ネパール語	火、土
タガログ語	火、水		

(2) 相談支援(2-4)

実効性のある相談事業とするため、専門相談会の実施や、相談員の研修を実施する。

ア 専門相談会

(ア) 実施時期： 原則毎月第3日曜日 14:00～16:00 センター

(イ) 対象： 外国人市民 無料

(ウ) 相談内容： ビザ・在留資格、国際結婚・離婚、子どもの国籍・雇用問題等

(エ) 主催： 渉外行政書士協会

イ 相談員研修

相談員の資質向上及び業務関係情報等取得のための研修会の実施や、関係機関・団体が主催する研修会等への参加

ウ 区役所と連携し、フェイス・タイムを使用した相談の実施

エ 相談の内容を参考に、外国人市民に対し必要な情報提供を実施

(3) 生活オリエンテーション・出張相談等(2-4)

生活一般についての疑問や困り事の相談を始め、就学や行政手続き等の情報を提供するなどの生活オリエンテーションや相談を実施する。

ア 実施場所： 市内2ヶ所

イ 対象： 外国人市民 無料

ウ 相談内容： 市内への転入に伴う生活全般や就学など

※「V外国人相談事業」は、国際交流センターの工事や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運営方法の変更や中止等する場合がある。

VI その他の事業

1 国際交流センター設置目的に沿った事業

- (1) **木月庵の利用拡大(2-3)**
ナイター寄席(外国語による落語や箏曲の演奏)などを企画し、茶室の利用を促進する。
- (2) **オープンスペースの活用**
玄関前広場等を活用し、賑わいのある催しを行うことで、センターを知ってもらい、各施設の利用につなげる。
- (3) **ユニセフ協会事業への協力(2-2)**
神奈川県ユニセフ協会の事業・募金活動に連携・協力する。
- (4) **プレーメン通り商店街及び関係機関、団体等との連携イベント(2-2)**
プレーメン通り商店街及び関係機関、団体等との連携イベントを実施する。
- (5) **新しい生活様式への対応**
ア 新型コロナウイルスの影響により、「新しい生活様式」による対応が必要なことから、施設管理者として、センター利用者をはじめ、感染拡大防止に必要な様々な対策を行う。
イ 各種講座・イベント等でのZOOMを活用したオンライン開催の実施
ウ キャッシュレス化導入に向け施設利用者アンケート結果の分析や課題整理を行う。
- (6) **センター活用推進検討委員会の活用(2-3)**
センター活用に向けた施策等の協議を行う「センター活用推進検討委員会」から意見等をいただき、施設運営管理の改善策に役立てる。
- (7) **施設利用者アンケート調査の実施(2-3)**
利用者の要望を常に把握し対応するために、様々な場面、手段でアンケートを実施する。アンケート結果については、ホームページ掲示板での公開を行う。
- (8) **施設利用の促進につながる取組**
ア シェアサイクルステーションの設置を継続する。
- (9) **災害に備えた取組**
ア 災害時多言語支援センターの設置
災害時には、市の要請により、「災害時多言語支援センター」を国際交流センター内に設置し、災害時の外国人市民に必要な支援を行う。
イ 災害時多言語支援センター設置訓練
災害時の外国人支援のため、川崎市が発出する重要な情報の多言語化や配信のほか、関係機関、団体等との連携体制の構築に関する訓練を実施する。
ウ 災害備蓄品等の整備
※「Ⅵその他事業」は、国際交流センターの工事や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運営方法の変更や中止等する場合がある。

Ⅶ 施設運営及び維持管理業務

1 国際交流センターの管理運営(JV)

- (1) **統括業務**
施設運営及び維持管理業務を円滑に行うため、各業務間の調整及び統括を行う。
- (2) **受付・案内業務**
来館及び電話等による施設利用案内並びに受付業務を適切に行うとともに、施設の快適な利用が図られるようサービスに努める。
- (3) **施設利用促進業務**
ア ホームページにおける施設紹介や施設見学会の開催等を通じて、広報PRに努め、利用促進を図る
イ 国際交流センターホテルとの事業連携など、センターを活用した各種事業やイベント等の開催誘致を通じ、施設の利用促進を図る。
ウ 川崎市国際交流センター活用推進検討委員会を開催し、施設の利用促進等について協議する。
エ Wi-Fi環境の提供
- (4) **図書・資料室管理業務**
ア 図書の閲覧業務のほか、国際交流に関わる様々な情報を収集し、市民への情報提供を行う。
イ 幅広い利用者に対応したサービスの提供を図る。
- (5) **施設・設備管理業務**
ア 国際交流センターの施設設備を総合的に管理し、利用者に安全で快適な施設環境を提供する。
イ 中央監視装置システム及び巡回点検により、諸設備の安全な運転・操作に努めるとともに、異常や異常の予告を迅速に把握し、適切な措置を講ずる。

ウ 施設の経年劣化に対応するため、計画的、効果的かつ効率的な補修を実施する。

(6) 警備業務

日中は巡回警備を行うほか、夜間は機械警備に加え、警備員による巡回を行う。また、録画機能を備えた監視カメラ導入により防犯、防火、防災に努める。

(7) 舞台及びAV機器等の管理業務

ア ホール及びレセプションルーム等の利用を通じて、市民の国際的な文化活動が推進されるよう適切な維持管理を行う。

イ 施設の利用にあたり、利用者との打合せを行い、機器の使用や操作等について説明するとともに、利用者のニーズ等を把握し、快適なサービスの提供に努める。

(8) 駐車場管理業務

駐車場内での車両の適切な配置整理を行うとともに、歩行者及び自転車利用者等の安全を図り、事故防止に努める。また、外路への渋滞回避など快適な利用に努める。

(9) 年間定期保守点検業務

施設機能の低下を防止し、予防保全及び機械・装置の耐久年数を伸ばすとともに、全体の機能が円滑に運用維持されるよう、各設備の定期点検及び法定点検を実施する。

(10) 環境衛生管理業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(ビル管法)に基づく環境衛生管理基準に従い、室内環境の維持、飲料水の水质管理及び館内消毒を行い、快適な利用空間を提供する。

(11) 清掃業務

ア 施設内外を常に清潔で衛生的な状態に保ち、その保全と美観の維持に努める。

イ 各施設ごとの材質及び用途に最も適した方法で清掃を行うとともに、利用者の利便性を考慮し、適切な時間帯に実施する。

(12) 植栽管理業務

ア 施設周辺の敷地内街路樹等の定期的な剪定を行う。

イ イベント広場など庭園の雑草を定期的に駆除し、利用者の憩いの場としての環境維持に努める。

ウ 茶室及び周辺的环境整備に努めるとともに、茶室庭園の維持管理を行う。

(13) 修繕、その他、施設の維持管理に必要な業務

2 施設整備

センター施設の整備

川崎市との協議により、市の予算の範囲内において所要のセンター施設整備を行う。